

○中津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

平成30年7月24日 中津市告示第239号

改正

令和2年5月26日中津市告示第198号

令和3年3月31日中津市告示第111号

令和5年5月10日中津市告示第158号

中津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市危険ブロック等塀除却事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市内に存在する危険性の高いブロック塀等を除却する者に対し、除去に要する経費を市が補助することにより、災害時における被害の防止を図るとともに、避難路を確保することにより、市の防災環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいい、都市計画区域外にあっては、一般の交通の用に供する道をいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定するブロック塀等を市内において所有し、又は管理する者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 除去をしようとするブロック塀等において、補助金の交付を過去に受けたことが

ない者

(2) 中津市暴力団排除条例（平成23年中津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でない者

(3) その他市長が適当と認める者

2 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当しなくなったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助対象基準）

第5条 補助の対象とする工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀等のうち、市が危険であると確認したものを除却する工事とする。

(1) 道路又は避難路（私有地を除く。）に面しているもの

(2) 高さが1m以上あるもの

(3) 著しいひび割れ又は傾きが認められ特に危険な状態にあるもの

2 前項の規定にかかわらず、倒壊等の危険性が高く除却が必要である工事については補助対象とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象工事1件につき、除却するブロック塀等の面積（単位は平方メートルとし、1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に8,000円を乗じて得た額と除却に要する費用の2分の1に相当する額のうち、いずれか低い額とする。ただし、その金額が100,000円を超えるときは、100,000円とする。

2 前項の規定により計算した補助金の額が1,000円に満たないときは、これを1,000円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ブロック塀等の除却に係る工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

4 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、工事に着手しなければならない。
（補助金交付申請の取下げ）

第9条 補助金交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったとき、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。
（補助事業の内容の変更）

第10条 補助事業者は、第8条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。
（完了報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで、補助金工事完了報告書（様式第6号）に掲げる書類を添えて、市長に提出し、確認審査を受けなければならない。

- （1） 工事の請負契約書の写し
- （2） 工事費の領収書の写し
- （3） 除却工事に係る写真（着手前、施行後及び施行状況のわかるもの）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（是正のための措置）

第12条 市長は、前条の完了報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容、補助の条件等に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

2 補助事業者は、前項の指示に基づく是正措置が完了したときは、前条の規定を準用する。
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条の完了報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定し、補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消し部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第10号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年8月15日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業における第11条から17条までの規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、令和5年度以降の予算に係る補助金から適用し、令和4年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。